

日本ウィングエクステンション協会規約

第1章 総則

【名称】

第1条

本会は、日本ウィングエクステンション協会（以下、「協会」という）と称する。

【目的】

第2条

協会は、まつげエクステンション技術に関する安全性の研究及び向上を図るとともに、厚生労働省の指導の元に美容所で美容師が施術する事を遵守し、適切な法的枠組みの創造に向けて行動し、消費者の美への充足及び業界の健全な発展に貢献することを目的とする。

【活動】

第3条

協会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

1. まつげエクステンション技術の安全面、衛生面に関する基準を設ける
2. 厚生労働省の指導の元に美容所で美容師が施術する事を遵守する
3. 事故などの対応の為、まつげエクステンション保険を設ける
4. まつげエクステンションに関する新たな美容師免許の実現に向けた関係各所への折衝をする。

第2章 会員

【会員】

第4条

会員は、協会の目的に賛同し、所定の手続きを経て、入会すること

【会員の権利と義務】

第5条

会員は、協会が行うすべての活動について、平等に享受する権利を有するとともに、本会の活動に協力することを願う。

【入会】

第6条

協会に入会を希望する者は、所定の入会申込書により、申し込むものとする。また、会員は、協会が別に定めるカリキュラム又は指定校の卒業生とする。

第7条

入会金について、原則無料であり、掛かる経費は実費となる。

【退会】

第8条

会員は、次の理由によって会員資格を失うものとする。

1. 会員が退会の意思を書面で表明したとき。
2. 法人が解散したとき。あるいは個人が死亡したとき。
3. 会員が規約に違反することにより協会が損害を受けた場合

【退会勧告および除名】

第9条

協会は、会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為を行ったときは、理事会の決議により、退会の勧告又は除名をすることができる。理事会は、退会の勧告又は除名処分をしようとする場合には、事前に理事会に出席して弁明する機会を与えなければならない。

【拋出金品の不返還】

第10条

すでに納入した経費、その他の拋出金品は、理由のいかんを問わず、返還しない。

第3章 役員

【拋出金品の不返還】

第11条

協会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 理事 4人以上10人以内
3. 監事 1人以上2人以内

(2) 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とすし置かない場合もある。

(3) 会長並びに監事は理事が推挙する。

【選任等】

第12条

追加の理事及び監事はその定員の範囲内において、総会の承認により選任される。

(2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

【職務等】

第13条

会長及び代表理事は、協会を代表し、その業務を遂行する。

(2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ代表理事から指名を受けた副代表理事がその職務を代行する。副代表理事のなかであらかじめ優先順位をつけなければならない。しかし、置かない場合は、その非にあらず

(3) 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、協会の業務を遂行する。

(4) 監事は、共同して次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務遂行の状況を監督すること。
2. 協会の財務の状況を監督すること。
3. 監査の結果、協会の業務又は財務に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
4. 前号の報告を行うために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務遂行の状況又は協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

【任期】

第14条

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(4) 理事又は監事に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。

【解任】

第15条

役員が次の各号の一つに該当する場合には、代表理事によりこれを解任することができる。

【報酬】

第16条

役員報酬については無報酬とする。ただし、協会運営資金として、寄付を募る場合もある。

【種別】

第17条

協会の会議は、役員会および理事会、総会の3種とする

【総会の構成】

第18条

総会は、会員のみで構成する。

【総会の権限】

第19条

総会は、以下の事項について議決する。

1. 規約の変更
2. 解散及び合併
3. 事業報告及び収支決算
4. 理事及び監事の選任又は解任、職務

【総会の開催】

第20条

通常総会は、理事会の召集で開催する。

(2) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
2. 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

【総会の召集】

第21条

総会は、代表理事が招集する。

(2) 代表理事は、による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(3) 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知を発しなければならない。

【総会の議長】

第22条

総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

【総会の客足数】

第23条

総会は、会員数の4分の1以上が出席しなければ開会することができない。

【総会の議決】

第24条

条総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

(2) 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、議長を除く、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【総会の表決権等】

第25条

各会員の表決権は平等なものとする。

(2) やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(3) 前項の規定により表決した会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

【理事会の構成】

第26条

理事会は、理事をもって構成する。

【理事会の権限】

第27条

理事会は、この規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

【理事会の開催】

第28条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 代表理事が必要と認めたとき。
2. 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

【理事会の召集】

第29条

理事会は、代表理事が招集する。

- (2) 代表理事は、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- (3) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議内容を記載した書面により、開催の少なくとも3日前に通知しなければならない。

【理事会の議長】

第30条

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

【理事会の決議事項】

第31条

理事会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- (2) 理事会の議事は、代表理事を除く、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【理事会の表決権等】

第32条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- (2) やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により表決した理事は、前条の規定については出席したものとみなす。

第5章 会 計

【事業年度】

第33条

協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画および予算】

第34条

協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年事業年度毎に代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

【暫定予算】

第35条

代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(2) 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【事業報告および決算】

第36条

協会の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成する

(2) 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 規約の変更・解散および合併

【規約の変更】

第37条

協会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(2) やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

【解散】

第38条

協会は、次に掲げる理由により解散する。

1. 総会の議決
2. 会員が5人未満となった場合。
3. 合併

(2) 協会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

【合併】

第39条

協会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第7章 事務局

【事務局の設置】

第40条

協会に、当会の事務を処理するために、事務局を設置する。

第8章 雑則

【細則】

第41条

この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。